

総務財務委員会規程

昭和 57 年 6 月 23 日 制定

平成 23 年 4 月 1 日 改正

平成 30 年 6 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、総務財務委員会（以下、「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 総務・財務部門担当副会長
- (2) 総務・財務部門担当理事
- (3) 専務理事
- (4) 助成金検討委員会委員長
- (5) 助成金審査委員会委員長
- (6) 第 3 条に定める委員長が指名する委員

(委員長、副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2. 委員長は、総務・財務部門担当副会長が当たる。
3. 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第 4 条 委員長及び副委員長の任期は 2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、企画調整会議の議を経て、理事会に付議する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算に関すること
- (2) 会計、財務及び財産に関すること
- (3) 所管委員会に関すること
- (4) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、昭和57年6月23日から施行する。
2. この規程の改正は、平成30年6月23日から施行する。